

大紀農第1029号  
令和7年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	古里 ( 古里 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

過疎地域で高齢化が進んでいる地域のため、後継者がおらず農業が継続できない農家が増えている。その為、耕作放棄地が増え地域全体において荒廃していく状況があり悪循環として獣害被害が増大しているのが現状である。また、稲作等において最も必要な用水路の維持保全にも支障をきたしている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

荒廃地をなくし、稲作だけでなく様々な農作物も栽培していって地域に人が定着する環境を整え過疎化を止めていく。  
灌がい用としても大事な役割をはたしている用水路を守り、地域の安全確保を維持していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、農振農用地区区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作者が離農した際には引き受け可能な耕作者に集積を進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸付け等の意向が確認された農地は、原則として農地中間管理機構を通じて貸し付けていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域全体で多面的機能交付金事業を基に農地や用水路等の維持保全管理を行っているが、用水路においては未だに土水路のままのところが多く残っており、維持管理が非常に困難な状況であることから近々の課題として検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農事組合法人等の設立による職場の確保、認定農業者や新規就農者の確保に努め、県・町・JAと連携を密にしながら将来にわたって持続可能な環境を整えていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

経営上及び作業効率の面で期待できる事は委託の活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①獣害防護柵等の強化・設置を補助金等を利用して行なっていく。狩猟者が高齢化の為減少しているので後継者を育成していく。

④⑤放棄地等において、稲作以外に転作していくか県担当者等と相談しながら検討していく。

⑦⑧農業用陽水機及び用水路の将来にわたっての維持保全について検討する。